

令和2年度

日 田 市 一 般 会 計 予 算 書
特 別 会 計

日 田 市 一 般 会 計

議案第 29 号

令和 2 年度 日 田 市 一 般 会 計 予 算

令和 2 年度日田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 37,576,969 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月26日 提出

大分県日田市市長

原 田 啓 介

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		7,933,235
	1 市民税	2,938,454
	2 固定資産税	3,832,085
	3 軽自動車税	252,216
	4 市たばこ税	431,562
	5 入湯税	38,149
	6 都市計画税	440,769
2 地方譲与税		554,293
	1 地方揮発油譲与税	101,000
	2 自動車重量譲与税	277,000
	3 森林環境譲与税	176,293
3 利子割交付金		5,000
	1 利子割交付金	5,000
4 配当割交付金		21,000
	1 配当割交付金	21,000
5 株式等譲渡所得割交付金		10,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	10,000

款	項	金 額
6 法人事業税交付金		53,000
	1 法人事業税交付金	53,000
7 地方消費税交付金		1,575,000
	1 地方消費税交付金	1,575,000
8 ゴルフ場利用税交付金		17,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	17,000
9 自動車取得税等交付金		25,000
	1 自動車税環境性能割交付金	25,000
10 地方特例交付金		47,000
	1 地方特例交付金	47,000
11 地方交付税		11,900,000
	1 地方交付税	11,900,000
12 交通安全対策特別交付金		9,000
	1 交通安全対策特別交付金	9,000
13 分担金及び負担金		81,539
	1 分担金	34,815
	2 負担金	46,724

14 使用料及び手数料		661,698
	1 使用料	383,793
	2 手数料	277,905
15 国庫支出金		5,058,991
	1 国庫負担金	4,126,297
	2 国庫補助金	879,483
	3 国庫委託金	53,211
16 県支出金		3,036,323
	1 県負担金	1,615,230
	2 県補助金	1,267,400
	3 県委託金	153,693
17 財産収入		113,413
	1 財産運用収入	86,233
	2 財産売払収入	27,180
18 寄附金		302,401
	1 寄附金	302,401
19 繰入金		1,273,827

款	項	金 額
	1 基金繰入金	1, 272, 301
	2 財産区繰入金	200
	3 特別会計繰入金	1, 326
20 繰越金		300, 000
	1 繰越金	300, 000
21 諸収入		632, 949
	1 延滞金・加算金及び過料	5, 532
	2 市預金利子	53
	3 貸付金元利収入	368, 953
	4 受託事業収入	34, 644
	5 雑入	223, 767
22 市債		3, 966, 300
	1 市債	3, 966, 300
歳 入	合 計	37, 576, 969

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		262,049
	1 議会費	262,049
2 総務費		4,828,894
	1 総務管理費	4,182,330
	2 徴税費	315,767
	3 戸籍住民基本台帳費	221,782
	4 選挙費	29,927
	5 統計調査費	39,317
	6 監査委員費	39,771
3 民生費		13,361,981
	1 社会福祉費	3,453,549
	2 老人福祉費	2,729,528
	3 児童福祉費	5,589,188
	4 生活保護費	1,550,766
	5 災害救助費	38,950
4 衛生費		3,087,680
	1 保健衛生費	1,432,404

款	項	金 額
	2 清掃費	1, 655, 276
5 労働費		165, 545
	1 労働諸費	165, 545
6 農林水産業費		2, 072, 004
	1 農業費	1, 215, 150
	2 林業費	851, 538
	3 水産業費	5, 316
7 商工費		1, 020, 106
	1 商工費	1, 020, 106
8 土木費		3, 527, 195
	1 土木管理費	266, 847
	2 道路橋梁費	1, 717, 079
	3 河川費	84, 265
	4 都市計画費	1, 341, 569
	5 住宅費	117, 435
9 消防費		1, 363, 713
	1 消防費	1, 363, 713

10 教育費		3,552,027		
	1 教育総務費	685,867		
	2 小学校費	715,700		
	3 中学校費	387,539		
	4 社会教育費	1,311,739		
	5 保健体育費	451,182		
11 災害復旧費		170,800		
	1 農林水産施設災害復旧費	94,700		
	2 公共土木施設災害復旧費	76,100		
12 公債費		4,111,404		
	1 公債費	4,111,404		
13 諸支出金		3,571		
	1 災害援護資金貸付金	3,571		
14 予備費		50,000		
	1 予備費	50,000		
歳	出	合	計	37,576,969

第 2 表

継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3. 民生費	1. 社会福祉費	天瀬総合福祉センター等 複合施設整備事業	558,393	令和2年度	300,861
				令和3年度	257,532

第 3 表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎消防設備点検委託料	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	4,396
別館消防設備点検委託料	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	281
天瀬振興局他消防設備点検委託料	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	1,197
上津江振興局消防設備点検委託料	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	1,380
塚田コミュニティセンター指定管理委託料	令和 3 年度から 令和 6 年度まで	3,520
地方バス路線維持対策補助 (廃止路線代替バス運行補助)	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	バス運行により生じる経常欠損額
山浦線廃止代替バス運行負担金	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	玖珠町が廃止路線に運行する廃止代替バス運行により生じる経常欠損額の延長に応じた負担

事 項	期 間	限 度 額
AED レンタル料	令和 3 年度 から 令和 6 年度 まで	26,708
令和2年度特定災害対策資金により農業者に融資した資金に関する利子補給	令和 3 年度 から 令和 7 年度 まで	大分県が指定する金融機関等が融資した額に対する大分県特定災害対策緊急資金利子補給費等補助金交付要綱に定める市の利子補給額 (利子補給額 342)
令和2年度日田市中小企業振興資金融資規則に基づき融資した振興資金に関する損失補償	令和 2 年度 から 令和 13 年度 まで	大分県信用保証協会が保証を付したことによって受けた損失額 (融資枠の10%以内)
令和2年度日田市特別小口融資損失補償条例施行規則に基づき融資した資金に関する損失補償	令和 2 年度 から 令和 6 年度 まで	大分県信用保証協会が保証を付したことによって受けた損失額 (融資枠の10%以内)
令和2年度日田市中小企業振興資金融資規則に基づき融資した資金に対する利子補給	令和 3 年度 から 令和 10 年度 まで	女性・若者・シニア起業支援資金に係る利子補給に関する要綱に定める利子補給額 (利子補給額 2,636)
淡窓図書館窓口業務委託料	令和 3 年度 から 令和 5 年度 まで	82,225

第4表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本庁舎等改修事業	172,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の 場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財 政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えすることができる。
小学校跡地利活用対策事業	179,500			
災害援護資金貸付	3,500			
公共施設等適正管理推進事業	356,900			
勤労者総合福祉センター施設改善事業	88,100			
公共事業等	14,400			
自然災害防止事業	153,800			
道路新設改良事業	177,300			
緊急自然災害防止事業	20,000			
水門整備事業	43,600			

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
街路事業	31,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の 場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財 政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えすることができる。
公園建設事業	181,300			
公営住宅建設事業	3,400			
緊急防災・減災事業	257,300			
過疎対策事業	1,513,900			
臨時財政対策債	770,000			

日田市国民健康保険特別会計

議案第 30 号

令和 2 年度 日田市国民健康保険特別会計予算

令和 2 年度日田市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,344,986 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000 千円と定める。

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 2 年 2 月 26 日 提出

大分県日田市長

原 田 啓 介

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 保険税		1,485,747
	1 保険税	1,485,747
2 手数料		1,778
	1 手数料	1,778
3 国庫支出金		2,321
	1 国庫補助金	2,321
4 県支出金		6,125,381
	1 県補助金	6,125,381
5 財産収入		2,263
	1 財産運用収入	2,263
6 繰入金		705,688
	1 一般会計繰入金	693,656
	2 基金繰入金	12,032
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		21,807
	1 延滞金	4,614

款	項	金 額
	2 雜入	17, 193
歲	入 合 計	8, 344, 986

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		146,992
	1 総務管理費	130,897
	2 徴税費	15,892
	3 運営協議会費	203
2 保険給付費		5,935,288
	1 療養諸費	5,017,370
	2 高額療養費	890,823
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	24,373
	5 葬祭費	2,720
3 国民健康保険事業費納付金		2,075,790
	1 医療給付費分	1,500,478
	2 後期高齢者支援金等分	415,002
	3 介護納付金分	160,310
4 保健事業費		115,352
	1 保健事業費	72,776
	2 特定健康診査等事業費	42,576

款	項	金額
5 基金積立金		2,263
	1 基金積立金	2,263
6 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
7 諸支出金		8,301
	1 償還金及び還付加算金	8,301
8 予備費		60,000
	1 予備費	60,000
歳	出 合 計	8,344,986

日田市後期高齢者医療特別会計

議案第 31 号

令和 2 年度 日田市後期高齢者医療特別会計予算

令和 2 年度日田市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 899,198 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 26 日 提出

大分県日田市長

原 田 啓 介

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		642,659
	1 後期高齢者医療保険料	642,659
2 使用料及び手数料		92
	1 手数料	92
3 繰入金		239,035
	1 一般会計繰入金	239,035
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		17,411
	1 延滞金及び加算金	2
	2 雑入	15,410
	3 償還金及び還付金	1,999
歳 入	合 計	899,198

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		23,429
	1 総務管理費	20,845
	2 徴収費	2,584
2 分担金及び負担金		870,158
	1 後期高齢者医療広域連合負担金	870,158
3 保健事業費		2,610
	1 保健事業費	2,610
4 諸支出金		2,001
	1 償還金及び還付加算金	2,001
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		899,198

日田市介護保険特別会計

議案第 32 号

令和 2 年度 日田市介護保険特別会計予算

令和 2 年度日田市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,482,830 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

令和 2 年 2 月 26 日 提出

大分県日田市長

原 田 啓 介

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 保険料		1,351,603
	1 介護保険料	1,351,603
2 使用料及び手数料		49
	1 手数料	49
3 国庫支出金		1,897,698
	1 国庫負担金	1,230,816
	2 国庫補助金	666,882
4 支払基金交付金		1,914,412
	1 支払基金交付金	1,914,412
5 県支出金		1,057,013
	1 県負担金	985,273
	2 財政安定化基金支出金	2
	3 県補助金	71,738
6 財産収入		739
	1 財産運用収入	739
7 繰入金		1,261,311
	1 一般会計繰入金	1,114,605

款	項	金額		
	2 基金繰入金	146,706		
8 繰越金		1		
	1 繰越金	1		
9 諸収入		4		
	1 延滞金加算金及び過料	2		
	2 雑入	2		
歳	入	合	計	7,482,830

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		139,013
	1 総務管理費	98,030
	2 徴収費	3,555
	3 介護認定審査会費	35,037
	4 趣旨普及費	2,391
2 保険給付費		6,818,742
	1 介護サービス等諸費	5,981,014
	2 介護予防サービス等諸費	406,562
	3 その他諸費	7,046
	4 高額介護サービス等諸費	134,451
	5 高額医療合算介護サービス等諸費	19,020
	6 特定入所者介護サービス等諸費	270,649
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 基金積立金		739
	1 基金積立金	739

款	項	金 額
5 地域支援事業費		472,434
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	247,880
	2 一般介護予防事業費	22,043
	3 包括的支援事業・任意事業費	200,755
	4 その他諸費	1,756
6 諸支出金		901
	1 償還金及び還付加算金	901
7 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
8 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳	出 合 計	7,482,830

日田市診療所事業特別会計

議案第 33 号

令和 2 年度 日田市診療所事業特別会計予算

令和 2 年度日田市の診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 154,793 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 26 日 提出

大分県日田市長

原 田 啓 介

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 診療収入		69,101
	1 入院収入	5
	2 外来収入	69,096
2 使用料及び手数料		303
	1 使用料	1
	2 手数料	302
3 繰入金		82,719
	1 他会計繰入金	82,719
4 繰越金		2
	1 繰越金	2
5 諸収入		2,602
	1 雑入	2,602
6 介護保険給付費収入		66
	1 居宅介護サービス費収入	66
歳 入	合 計	154,793

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		107,382
	1 施設管理費	106,969
	2 研究研修費	413
2 医業費		44,447
	1 医業費	44,447
3 公債費		1,964
	1 公債費	1,964
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	154,793

日田市給水施設事業特別会計

議案第 34 号

令和 2 年度 日田市給水施設事業特別会計予算

令和 2 年度日田市の給水施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 114,990 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 26 日 提出

大分県日田市長

原 田 啓 介

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		20,980
	1 使用料	20,933
	2 手数料	47
2 繰入金		94,008
	1 一般会計繰入金	94,008
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入	合 計	114,990

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		63,491
	1 管理費	63,491
2 公債費		50,499
	1 公債費	50,499
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	114,990

日田市住宅新築資金等貸付事業特別会計

議案第 35 号

令和 2 年度 日田市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和 2 年度日田市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,043 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 26 日 提出

大分県日田市長

原 田 啓 介

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金額
1 繰越金		1
	1 繰越金	1
2 諸収入		2,042
	1 貸付金元利収入	2,042
歳 入	合 計	2,043

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,472
	1 総務管理費	1,472
2 公債費		571
	1 公債費	571
歳 出 合 計		2,043

日田市情報センター事業特別会計

議案第 36 号

令和 2 年度 日田市情報センター事業特別会計予算

令和 2 年度日田市の情報センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 630,546 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 2 年 2 月 26 日 提出

大分県日田市長

原 田 啓 介

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		3,180
	1 負担金	3,180
2 使用料及び手数料		259,879
	1 使用料	259,045
	2 手数料	834
3 繰入金		288,510
	1 他会計繰入金	288,510
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,876
	1 受託事業収入	1
	2 雑入	1,875
6 市債		77,100
	1 市債	77,100
歳 入	合 計	630,546

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		499,160
	1 総務管理費	499,160
2 公債費		130,386
	1 公債費	130,386
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	630,546

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域情報基盤整備事業	77,100	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。